

神戸国際港都建設計画高度地区計画書ただし書許可に係る神戸市建築審査会包括同意基準

(趣旨)

- 1 この基準は、神戸国際港都建設計画高度地区計画書（第8種を除く。以下「高度地区計画書」という。）ただし書4．許可による特例（4）の規定による許可に際し、増築等がやむを得ず、かつ、周囲の居住環境を害するおそれがないと、形式的審査のみによって認められる場合に、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 この基準は、次のいずれにも該当するものを対象とする。
 - (1) 阪神・淡路大震災による被害を受け高度地区計画書の規定による許可を受けた建築物の敷地内における増築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）であるもの
 - (2) 増築等であって、建築基準法第59条の2第1項の規定による許可に係る神戸市建築審査会包括同意基準に該当し、同項の規定による許可を受けたもの
 - (3) 増築部分が高度地区計画書の規定（ただし書を除く。）に適合するもの

(建築審査会の同意)

- 3 2に該当するものは、建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

- 4 特定行政庁は、3による同意を得て許可をした建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成26年5月1日から施行する。